

9月は高齢者悪質商法被害防止共同キャンペーン月間 被害防止に向けた啓発活動のほか、特別相談を実施します

都及び都内区市町村に寄せられた高齢者（60歳以上）の相談件数は増加傾向で、令和6年度は約4万7千件となり、相談全体の35%を超えています。このような状況を踏まえて、高齢者の消費者被害の未然防止・早期発見を図るため、9月に関東甲信越ブロック※共同の啓発事業と、都内自治体で連携して高齢者特別相談を実施します。

<啓発事業>

ポスターの掲出・リーフレットの配布

（ポスター3,700部、リーフレット180,000部作成）

- ▶ 区市町村庁舎（窓口）、高齢者福祉施設、医療機関、警察署、公衆浴場、ボウリング場等



ステッカー配布

（5,200部作成）

- ▶ 地域包括支援センター、消費生活センター等

交通広告の実施

- ▶ 都営地下鉄・都営バス等（車両内に広告掲出）

<相談事業>

高齢者被害特別相談

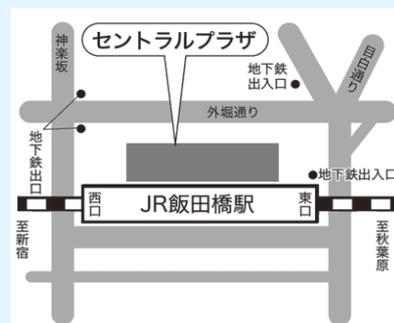
9月8日（月曜日）・9日（火曜日）・10日（水曜日）午前9時～午後5時

◆ 高齢者被害110番 03（3235）3366

◆ 高齢消費者見守りホットライン 03（3235）1334
（ご家族・ホームヘルパー等からの通報・問い合わせ用）

- 来所の場合は東京都消費生活総合センター
（新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ16階）

（実施団体詳細は別紙参照）



※関東甲信越ブロック（1都9県6政令指定都市1団体）

東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県・栃木県・茨城県・群馬県・山梨県・長野県
新潟県、横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市・新潟市、国民生活センター

詳しくはこちらをご覧ください。



https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/center/campaign/kourei_press.html



【問合せ先】東京都消費生活総合センター
《啓発事業》活動推進課 学習推進担当
03-3235-1157（直通）
《特別相談》相談課 高齢者被害担当
03-3235-9294（直通）